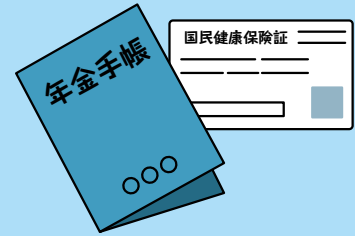


保険・年金



荒川区役所
3802-3111(代)

国民健康保険

■加入・脱退の手続き

下表の場合は、14日以内に国保年金課または区民事務所で届け出をしてください。

◎届け出先と必要なもの

すべての届け出には、マイナンバー（個人番号）と本人を確認できるものが必要です。

	国保の資格に異動があったとき	届け出に必要なもの	届け出先
国保に入る場合	転入してきたとき	—	国保年金課・区民事務所
	他の健康保険をやめたとき	健康保険をやめたことを証明できるもの（資格喪失証明書、離職票、退職証明書等）	
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書	
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳	
国保をやめる場合	転出するとき	保険証	国保年金課
	他の健康保険に加入したとき	両方の保険証、職場等の保険証が未交付のときは証明できるもの（資格取得証明書等）	
	生活保護を受けたとき	保険証、生活保護開始決定通知書	
	死亡したとき	保険証	
その他	住所が変わったとき	—	国保年金課
	世帯主が変わったとき	保険証（加入者全員のもの）	
	世帯が合併、分離したとき	—	
	氏名が変わったとき	保険証	
	保険証を紛失したとき	本人を確認できるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）	
修学のため、区外に住所を異動したとき	保険証、在学証明書、転入先の住民票	—	

※外国籍の方は、国保年金課で届け出をしてください

■高齢受給者証

70歳に到達した方には、高齢受給者証を送付します。70歳に到達した月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から有効で、窓口での負担は2割（一定以上所得者は3割）となります。保険証と一緒に医療機関の窓口で提示してください。

■保険料

保険料は、次の方法で世帯ごとに計算され、決まります（下図参照）。

◎国民健康保険料の計算方法

保険料＝①基礎賦課額（医療分）＋②後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）＋③介護納付金賦課額（介護分）

①基礎賦課額（医療分）【加入者全員の方が対象】

所得割額 (a)	+	均等割額 (b)	（最高限度額あり）
$\left(\frac{\text{加入者全員の賦課のもととなる所得金額}}{\text{加入者全員の所得金額}} \times \text{料率} \right)$		$\text{均等割額} \times \text{加入者数}$	

②後期高齢者支援金等賦課額（後期高齢者医療制度へ拠出する負担金）【加入者全員の方が対象】

所得割額 (a)	+	均等割額 (b)	（最高限度額あり）
$\left(\frac{\text{加入者全員の賦課のもととなる所得金額}}{\text{加入者全員の所得金額}} \times \text{料率} \right)$		$\text{均等割額} \times \text{加入者数}$	

③介護納付金賦課額（介護分）【第2号被保険者：40歳から64歳の方が対象】

所得割額 (a)	+	均等割額 (b)	（最高限度額あり）
$\left(\frac{\text{40～64歳の加入者全員の賦課のもととなる所得金額}}{\text{加入者全員の所得金額}} \times \text{料率} \right)$		$\text{均等割額} \times \text{40～64歳の加入者数}$	

(a)所得割額…加入者全員の賦課のもととなる所得金額により計算します。計算の基礎となるのは、前年中の総所得金額等から基礎控除額43万円を引いた額で、この額に保険料率を乗じた額が所得割額になります。

賦課のもととなる所得金額
= 前年中の総所得金額等（収入－必要経費※）
－ 43万円
※給与所得控除、公的年金控除等

(b)均等割額…加入している人数に応じて、1人当たり均等割額が掛かります。

(a)と(b)を合わせた額が、年間分の保険料額です。

また、40～64歳の方は、介護保険第2号被保険者として、介護分保険料が加算されます。

問 国保年金課国保資格係（区役所1階）

☎ 3802-4066

◎保険料の納付方法

○口座振替

保険料は特別徴収の方を除き、原則口座振替で納めてください。振替日は毎月末日（金融機関が休業日の時は翌営業日）です。

申し込み方法は下記の3通りです。申し込み方法により対象金融機関が異なります。詳細は、お問い合わせください。

- ① 本庁舎窓口で専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力して登録
- ② スマートフォンやパソコンから、インターネットを利用して申込
- ③ 口座振替依頼書に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、郵送または本庁舎窓口へ提出

○納付書

納期限までに金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、区民事務所、本庁舎窓口で納めてください。

問 国保年金課保険料係 (区役所1階)

☎ 3802-4162

■給付

申請に必要な書類等があります。詳細は、お問い合わせください。

給付の種類	給付のあらまし
療養の給付	病気やけがで治療や入院をしたとき、保険対象の費用の70%を給付。70～74歳の方は、80%（一定以上所得者は、70%）を給付（高齢受給者証が必要） ※未就学児は、80%を給付
療養費	旅行先等で、やむを得ず被保険者証を提示できずに受診したとき、保険診療を基準に審査のうえ、給付割合に応じて支給
入院時食事療養費	病気やけがで入院したとき、1回の食事に掛かる費用のうち、460円を被保険者が負担し、残りを国保が負担 ※事前申請により、非課税世帯は、入院時の食事が減額となる制度があります
訪問看護療養費	在宅で寝たきり等の状態にある難病患者や重度障がい者、働き盛りで脳卒中等により寝たきり状態になった方が、医師の指示により訪問看護事業者（訪問看護ステーション）から訪問看護を受けた場合、給付割合に応じて国保が負担
移送費	保険診療の病気やけがで移動が困難な人が、緊急の必要があって医師の指示によりやむを得ず入院等のために医療機関に移送されたときに、移送に要した費用が、審査のうえ認められた場合に支給
出産育児一時金	子どもが産まれたとき、50万円を支給（妊娠85日以上の流産・死産を含む）
葬祭費	死亡したとき、葬儀を行った方に7万円を支給

医療機関を受診する際の注意点 保険証を医療機関に必ず提示してください。提示しない場合、保険診療を受けることができません。

◎高額療養費

同じ月内に医療機関に支払った自己負担の合計が、**下表**を超えた場合、申請によりこの超えた額を高額療養費として支給します。

※外来の場合、外来の医療費とそれに伴う院外調剤の費用とを合算することができます

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	年3回目まで	年4回目以降
ア (旧ただし書所得901万円超)	25万2600円+ (医療費総額-84万2000円) × 1%	14万100円
イ (旧ただし書所得600万円超901万円以下)	16万7400円+ (医療費総額-55万8000円) × 1%	9万3000円
ウ (旧ただし書所得210万円超600万円以下)	8万100円+ (医療費総額-26万7000円) × 1%	4万4400円
エ (旧ただし書所得210万円以下)	5万7600円	4万4400円
オ (住民税非課税)	3万5400円	2万4600円

※70歳未満の方の医療費は、自己負担額が月額2万1000円以上（医療機関ごと、入院、外来別）の診療が対象です

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額、山林所得、株式、長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額です（雑損失の繰越控除額は除く）

※過去12か月以内に、世帯ごとで、3回以上上限額に達した場合は、4回目以降の限度額が下がります

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ 課税所得 690万円以上	25万2600円+ (医療費総額-84万2000円) × 1% <年4回以降14万100円>	
現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	16万7400円+ (医療費総額-55万8000円) × 1% <年4回以降9万3000円>	
現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	8万100円+ (医療費総額-26万7000円) × 1% <年4回以降4万4400円>	
一般	1万8000円 (年間上限 14万4000円)	5万7600円 <年4回以降 4万4400円>
低所得者Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得者Ⅰ		1万5000円

※過去12か月以内に、世帯ごとで、3回以上上限額に達した場合は、4回目以降の限度額が下がります

◎限度額適用認定証

高額な診療を受けたときに「限度額適用認定証」を提示することで、1か月の窓口負担額が自己負担限度額までとなります。認定証の交付には申請が必要です。

※国民健康保険の保険料に滞納があると、発行できない場合があります

◎高額介護合算療養費

1年間の医療保険と介護保険との両方の自己負担額を合計した額が、**下表**の自己負担限度額を超えた場合には、申請により高額介護合算療養費が支給されます。計算期間は毎年8月1日から翌年7月31日までです。

70歳未満の方の自己負担限度額（年額）

所得区分	国民健康保険+介護保険
ア 旧ただし書所得901万円超	212万円
イ 旧ただし書所得600万円超901万円以下	141万円
ウ 旧ただし書所得210万円超600万円以下	67万円
エ 旧ただし書所得210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額、山林所得、株式、長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額です（雑損失の繰越控除額は除く）

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（年額）

所得区分	国民健康保険+介護保険
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※所得区分は国民健康保険の自己負担限度額の区分と同じです
 ※70歳未満の方の医療費は、自己負担額が月額2万1000円以上（医療機関ごと、入院、外来別）の診療が対象です
 ※支給金額が500円未満の場合は支給されません

問 国保年金課保険給付係（区役所1階）

☎ 3802-4067

■健康診査

自身の健康管理や、生活習慣病等の予防・早期発見のために、健康診査を行っています。無料で受診できます。主な健診項目は、身体測定・血圧測定・診察・血液検査・尿検査等です。

対象 40歳以上で国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方

利用方法 6月下旬に受診券を郵送します。実施期間は7月～11月末です。期間内に区内の指定医療機関で受診してください。

問 国保年金課管理係（区役所1階）

☎ 3802-4065

■保健指導

生活習慣病等のリスクを減らすために、食生活等生活習慣の改善が必要な方に、保健指導を行っています。無料で受診できます。

対象 40歳以上で国民健康保険に加入している方で、健康診査の結果、保健指導対象値に該当した方

利用方法 対象の方には、健診受診後に利用券を送付します。

問 保健予防課成人健診係

(がん予防・健康づくりセンター1階) ☎内線 416

■脳ドック受診助成

脳ドックの受診費用の助成を行っています。

対象 次のすべてに該当する方

- ・受診時に40歳以上で、荒川区国民健康保険または荒川区で後期高齢者医療制度に加入している
- ・保険料の滞納がない
- ・前年度に同助成を受けていない

助成内容 脳ドックの受診費用のうち、2万円を限度に半額を助成します

※保険診療となる脳検査は対象外です

■日帰り温泉（温浴）施設

近隣の日帰り温泉（温浴）施設を割引料金で利用できます。日帰り温泉（温浴）施設のご案内（利用券）はπ、国保年金課、各区民事務所で配布しています。

■国保指定保養施設

関東近県の旅館等を一般より安い料金で利用できます。指定保養施設一覧表（利用券）は、国保年金課、各区民事務所で配布しているほか、荒川区ホームページからもダウンロードできます。

問 国保年金課管理係（区役所1階）

☎ 3802-4065

後期高齢者医療制度

■対象 75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方）が被保険者となります。

※会社の健康保険等（国保は除く）から後期高齢者医療制度へ移行する方に扶養されている74歳以下の方は、国民健康保険等への加入手続きが必要です

■制度の運営 都内すべての区市町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。

住所変更や給付申請・保険料の徴収等は区役所の窓口で受け付けます。

■保険料 被保険者一人ひとりが納めます。

保険料率は、2年ごと（令和4年度改定）に見直され、東京都内で均一となります。

保険料（年額）の決め方

保険料 (限度額 66万円)	=	均等割額 被保険者 1人当たり 4万6400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得 金額 × 所得割率 9.49%
----------------------	---	---	---	---

賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額（合計所得金額が2400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は除く）。

■医療費 後期高齢者医療被保険者証を医療機関へ提示すれば、保険の適用となる部分については、入院も外来も1割（現役並の所得がある方は3割、一定以上の所得のある方は2割）の負担です。

同一医療機関での同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、窓口での支払いは自己負担限度額までとなります（入院・外来ともに）。

住民税非課税世帯（世帯全員が非課税者）の方は、申請により交付される「限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」を被保険者証と共に医療機関へ提示すると、自己負担額や入院時食事代が、**右上表**のとおり限度額（区分Ⅰ・Ⅱ）までとなります。

また、自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により交付される「限度額適用認定証」を被保険者証と共に医療機関へ提示すると、自己負担額が**右上表**のとおり限度額（現役並み所得Ⅰ・Ⅱ）までとなります。

■高額医療費 1カ月ごとの自己負担額が**右上表**の限度額を超えた場合は、申請により超えた額を支給します。申請書は、最短で診療月から4カ月後に送付します。

1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
3割	現役並み所得Ⅲ	25万2600円 + (10割分の医療費-84万2000円) × 1% (14万1000円※2)	
	現役並み所得Ⅱ	16万7400円 + (10割分の医療費-55万8000円) × 1% (9万3000円※2)	
	現役並み所得Ⅰ	8万100円 + (10割分の医療費-26万7000円) × 1% (4万4400円※2)	
2割	一般Ⅱ	6000円+ (10割分の医療費-3万円) × 10%または1万8千円のいずれか低い方 (年間上限14万4000円)	5万7600円 (4万4400円※2)
1割	一般	1万8000円 (年間上限14万4000円)	5万7600円 (4万4400円※2)
	住民税非課税等 ※1	区分Ⅱ 8000円 区分Ⅰ	2万4600円 1万5000円

※1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方、または

②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額

一般病棟への入院時の食事代（1食当り）

現役並み所得者、一般Ⅰ・Ⅱ		460円
区分Ⅱ	90日以内の入院（過去12か月の入院日数）	210円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	160円
区分Ⅰ		100円

■高額介護合算療養費

世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合算額が、世帯の自己負担限度額を超えるときは、申請により超えた額をそれぞれの制度から支給します。

1年間の世帯単位の自己負担限度額

負担割合	所得区分	基準額（後期高齢者医療制度+介護保険制度）
3割	現役並み所得Ⅲ	212万円
	現役並み所得Ⅱ	141万円
	現役並み所得Ⅰ	67万円
2割	一般Ⅱ	56万円
	一般Ⅰ	56万円
1割	住民税非課税等 区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

問 国保年金課後期高齢者医療係（区役所1階）

☎ 3802-4148

問 東京都後期高齢者医療広域連合ホームページ

東京いききネット <http://www.tokyo-ikiki.net/>

介護保険

◎65歳以上の方

介護サービス（下表参照）を希望するときは、事前に要介護認定の申請をしてください。

◎40～64歳の方

特定の病気に該当すれば同様の申請ができます。お問い合わせください。

■要介護認定

常時介護が必要な方や、日常生活に支援が必要な方は、要介護認定の申請をしてください。

問 介護保険課介護認定係（区役所2階）

☎内線 2433

■介護サービス等の利用

要介護認定を受けた方は、訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）等の在宅サービス、または介護老人福祉施設等の施設サービスが利用できます。介護保険で利用できるサービスは、下表のとおりです。

※介護サービス等を利用する場合は、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります

※介護サービス等を利用する場合の利用料（自己負担額）は、介護費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）です。施設サービスやショートステイ等を利用する場合は、この

介護サービス

	サービスの種類	サービスの内容
在宅サービス	訪問介護（ホームヘルプ）◆	ホームヘルパーによる自宅での介護や身の回りのお世話
	訪問入浴介護◇	入浴車で自宅を訪問して行う入浴介護
	訪問看護◇	看護師や保健師が自宅を訪問して行う看護や療養支援
	訪問リハビリテーション◇	理学療法士、作業療法士が自宅を訪問して行う機能訓練等
	居宅療養管理指導◇	医師、薬剤師等が自宅を訪問して行う療養上の管理
	通所介護（デイサービス）◆	通所介護事業所等で行う趣味・生きがい活動や入浴の介護
	通所リハビリテーション（デイケア）◇	医療機関等での機能訓練や入浴介護等
	福祉用具の貸与◇	介護用ベッドや車いす等のレンタル（軽度の方は対象とならない場合もあります）
施設サービス	短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）◇	福祉施設や医療機関に短期間入所
	特定施設入所者生活介護◇	有料老人ホーム等の入所者に対する介護
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、在宅での生活が困難な方向けの施設
	介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする方向けの施設
地域密着型サービス	介護療養型医療施設	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院※令和6年3月まで
	介護医療院	長期療養のための医療と、日常生活の介護を兼ね備えた施設
	小規模多機能型居宅介護◇	通所を中心に訪問（介護）、泊まりのサービスを組み合わせて提供する
	定期巡回・随時対応サービス	訪問介護と訪問看護を組み合わせ、日中、夜間を通じた定期巡回と随時対応のサービスを提供する
	認知症対応型通所介護◇	認知症の方を対象にした通所での専門的なケア
	認知症対応型共同生活介護◇	認知症高齢者が介護を受けながら共同生活する住宅（グループホーム）での専門的なケア
その他	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設
	地域密着型通所介護	定員が19人未満の小規模な通所介護施設
	看護小規模多機能型居宅介護	通所を中心に訪問（看護・介護）、泊まりのサービスを組み合わせて提供する
その他	福祉用具購入費の支給◇	ポータブルトイレや入浴補助具等を購入した場合、購入費の9割（一定以上の所得がある方は7割または8割）を支給
	住宅改修費の支給◇	手すりの取り付けや床段差の解消等小規模な住宅改修を行った場合、改修費の9割（一定以上の所得がある方は7割または8割）を支給

※地域密着型サービスは原則として他の区市町村のサービスは利用できません

※上表のサービス以外にも、区が行う介護保険外の保健・福祉サービスがあります

※◇のサービスは介護予防サービス（要支援1・2の方向け）もあります

※◆のサービスは介護予防・生活支援サービス事業として、介護予防サービスに相当するサービスがあります

他に食事代等が掛かります

問 介護保険課介護給付係（区役所2階）

☎内線 2431

■高額介護サービス費

介護サービス利用の際の自己負担が高額になった場合、限度額を超えた分が介護保険から支給されます。

問 介護保険課介護給付係（区役所2階）

☎内線 2432

■保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料額は、区民税課税状況や所得額等によって次ページの15段階に分かれます。

保険料の支払いは、老齢（退職）・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している方は年金からの天引きとなります。それ以外の方は、区から送付する納付書で納付してください。金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、各区民事務所、介護保険課の窓口のほか、スマートフォン等の対応アプリで納付書に印刷されているバーコードを読み取り、納付することもできます。なお、保険料の支払いは、便利で納め忘れない口座振替をご利用ください。

問 介護保険課資格保険料係（区役所2階）

☎内線 2441

第8期（令和3～5年度）保険料

段階	対象者	保険料年額
第1段階	▷高齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が区民税非課税の方 ▷生活保護を受けている方 ▷本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万218円
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	3万4992円
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方	5万4432円
第4段階	本人が区民税非課税で、世帯内に区民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	6万6096円
第5段階 (基準額)	本人が区民税非課税で、世帯内に区民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方	7万7760円
第6段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	8万5536円
第7段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	10万1088円
第8段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	12万528円
第9段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	14万3856円
第10段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	17万4960円
第11段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	21万3840円
第12段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	24万8832円
第13段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	25万6608円
第14段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が2000万円以上3000万円未満の方	26万4384円
第15段階	本人が区民税課税で、合計所得金額が3000万円以上の方	27万2160円

【合計所得金額】…所得控除を引く前の各所得金額の合計です。

【その他の合計所得金額】…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた額です。

※【合計所得金額】【その他の合計所得金額】ともに、自宅や土地の売却収入等を所得とみなさない扱いとするため、税法上の長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を差し引きます

※合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得と公的年金に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います

国民年金

国民年金は、被保険者が納める保険料と国の負担金によって国が責任を持って管理運営するもの

で、被保険者が老齢になったとき、けがや病気により障がい者となったとき、死亡したときに年金を支給し、生活の安定が損なわれないように、社会全体で支援していく制度です。

■国民年金の種類

(金額は令和5年度)

年金の種類	受給要件	年金額(年額)
老齢基礎年金	受給資格期間が10年以上ある方が、原則として65歳になったとき ※昭和5年4月1日以前に生まれた方は、年齢に応じて期間が短縮されます	・67歳以下(昭和31年4月2日以後生まれ)の方・満額の場合、79万5000円 ・68歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ)の方・満額の場合、79万2600円 保険料の免除や未納によって納付済期間が40年に達しなかった場合は、満額の年金を受給できないことになります。 ※付加年金額…200円×付加保険料を納めた月数
障害基礎年金	初診日の前々月までに、被保険者期間の3分の2以上保険料納付済期間(免除期間を含む)がある等、一定の納付要件を満たした方が、被保険者期間中または60歳以上65歳未満(日本国内に居住中)に初診日のある傷病で、法律に定める程度の障がいの状態になったとき。20歳前からの障がい者に対しても支給(本人の所得制限あり)	・1級 67歳以下(昭和31年4月2日以後生まれ)の方…99万3750円+子の加算額※ 68歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ)の方…99万750円+子の加算額※ ・2級 67歳以下(昭和31年4月2日以後生まれ)の方…79万5000円+子の加算額※ 68歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ)の方…79万2600円+子の加算額※ ※子の加算額 2人まで…1人につき22万8700円 3人目以降…1人につき7万6200円
遺族基礎年金	被保険者期間の3分の2以上、保険料納付済期間(免除期間を含む)がある等、一定の納付要件を満たしている方が死亡したとき。子のある配偶者または子に支給 ※子とは、18歳未満または1、2級の障がいのある20歳未満の子をいいます	・子のある配偶者が受け取るとき 67歳以下(昭和31年4月2日以後生まれ)の方…79万5000円+子の加算額※ 68歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ)の方…79万2600円+子の加算額※ ・子が受け取るとき 次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額です。 79万5000円+2人目以降の子の加算額※ ※子の加算額 1人目および2人目の子の加算額…各22万8700円 3人目以降の子の加算額…各7万6200円
寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて老齢基礎年金を受ける条件を満たした夫が、年金を受けないで死亡したとき。婚姻期間10年以上の妻に60~65歳に支給	夫の老齢基礎年金額の4分の3
死亡一時金	第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として保険料納付済期間が36月以上(一部納付の場合は月数が変わります)あり、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族に支給	12万~32万円 ※付加保険料を36月以上納めているときは8500円を加算

■加入する方

必ず加入する方

- ①日本国内に住所がある自営業や自由業の方等で、20歳以上60歳未満の方(第1号被保険者)
※保険料は、毎月ご自身で納める必要があります
- ②厚生年金に加入している会社員や公務員(第2号被保険者)
※保険料は、給料から引かれている厚生年金保険料等に含まれているので、個人で納める必要はありません
- ③第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者の方(第3号被保険者)

※保険料は、厚生年金制度が負担するので、個人で納める必要はありません

希望すれば加入できる方

- ①年金を受けるために必要な資格期間(受給資格期間)の足りない方や、過去に未納期間等があり満額の老齢基礎年金が受けられない60歳以上65歳未満の方
- ②昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内在住の方または日本人で海外在住の方
- ③海外在住の20歳以上65歳未満の日本人

保険料

保険料は、国民年金に加入した月から60歳になる前の月まで、納めることとなります。保険料の額は、令和5年度は一か月1万6520円です。なお、より多い年金を希望する方には、さらに一か月400円の付加保険料を納める制度があります。

※納付書の発行は荒川年金事務所（☎3800-9151）が行います

■年金の支給月**老齢福祉年金を除く各種年金**

2月（12・1月分）、4月（2・3月分）、
6月（4・5月分）、8月（6・7月分）、
10月（8・9月分）、12月（10・11月分）

老齢福祉年金

4月…12～3月分 8月…4～7月分
12月（希望により11月）…8～11月分

■保険料の免除

第1号被保険者で、収入が少なく保険料を納めることが経済的に困難なときは、保険料の全額または一部が免除される制度があります。

■学生納付特例制度

前年の所得が約128万円以下の学生の方は、親の所得にかかわらず保険料の納付を猶予する特例制度があります。

■納付猶予制度

50歳未満の第1号被保険者で、本人と配偶者の所得要件を満たせば、保険料の納付が猶予されます。平成28年7月～令和12年6月の時限措置です。

問 国保年金課国民年金係（区役所1階）

☎3802-4168

■厚生年金等の窓口

荒川年金事務所（日本年金機構）では、厚生年金等の資格や給付に関する相談・受付業務のほか、国民年金保険料の納付関係の業務等を行っています。

問 荒川年金事務所 ☎3800-9151 (代)**問 ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル**

☎0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050の電話からは ☎03-6700-1144

問 ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050の電話からは ☎03-6700-1165

問 日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/>**旧軍人等援護・戦没者等の遺族の方へ****■戦没者の遺族に対する特別弔慰金、各種特別給付金**

旧軍人・軍属の戦傷病者・戦没者等の特別弔慰金、特別給付金等の請求受け付け等を行っています。

問 福祉推進課地域福祉係（区役所2階）

☎内線 2616

■旧軍人恩給等の請求**問 東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当**

☎5320-4077

■旧軍人恩給等の各種変更手続き**問 総務省恩給相談室 ☎5273-1400**